

令和8年度 業 務 委 託 仕 様 書

業 務 名 令和8年度学校施設耐力度測定調査業務その2

教育委員会総務部学校施設課

- 1 業務名
令和8年度学校施設耐力度測定調査業務その2

2 調査場所

	学校名	住所
1	幌西小学校	札幌市中央区南10条西17丁目1番1号

3 調査学校棟別概要及び数量

	学校名	構造棟	棟番号	区分	構造	階数 地下/地上/塔屋	建築年月日	床面積 (㎡)
1	幌西小学校	A	⑪-1	校舎	RC	1/3/1	昭和48年10月	2,300
			⑪-2	校舎	RC	0/3/0	昭和50年4月	1,920
			⑪-3	校舎	RC	0/3/0	昭和50年11月	879
			⑪-4	校舎	RC	0/3/0	昭和52年11月	1,480
		B	⑱	屋運	S	0/2/0	昭和51年11月	853
							計	7,432

※各学校の詳細は、別添資料1～3参照

※調査単位ごとの評価は、「公立学校建物の耐力度調査の実施方法について（通知）（平成30年4月2日付 29文科施第422号）」 I-66ページ参照

- 4 業務期間
契約締結日から令和9年3月17日（水）まで

- 5 業務概要
学校施設における建物の構造耐力、健全度（経年による耐力・機能の低下）、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、老朽化した学校施設を建て替える際の補助対象に該当する学校を選定することを目的とする。

- 6 受託者の資格要件
下記の条件をいずれも満たす者とする。
(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を保有する者を当該業務に配置すること。
(2) 同種業務の実務経験がある者を配置すること。

- 7 業務責任者
(1) 受託者は、本業務の処理について直接雇用契約関係にある者の中から、業務責任者を定めること。
(2) 業務責任者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

8 業務内容

受託者は、契約書に基づくほか、以下により業務を遂行する。

- (1) 調査業務は、「公立学校建物の耐力度調査の実施方法について（通知）（平成30年4月2日付 29文科施第422号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長）」、「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・補強コンクリートブロック造学校建物の耐力度測定方法＜第二次改訂版＞（既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・補強コンクリートブロック造学校建物の耐力度測定方法編集委員会 編集）」等によること。

- (2) 調査項目は以下のとおり。

【鉄筋コンクリート造】

区分	項目		特記事項
①構造耐力	①水平耐力 q	(a) 水平耐力	旧耐震の棟：耐震診断の結果を活用する
		(b) コンクリート圧縮強度	新耐震及び耐震診断未実施の棟のみ実施すること
	②層間変形角 θ		
	③基礎構造 β		
	④地震による被災履歴E		被災履歴なし
②健全度	①経年変化T		
	②鉄筋腐食度F		
	③コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さ		・原則として内部で調査すること ・事前に鉄筋探査機等でかぶり厚さの下調査を行うこと
	④躯体の状態D		モルタル等の仕上材は除去し、躯体のひび割れを調査すること
	⑤不同沈下量 Φ		不同沈下による主要構造体のひび割れの有無を確認すること
	⑥コンクリート圧縮強度 k		構造耐力のコンクリート圧縮強度の平均値が13.5N/mm ² を下回った場合は必須だが、それ以外は調査省略可。
	⑦火災による疲弊度S		被災履歴なし
③立地条件	①地震地域係数		二種地域
	②地盤種別		
	③敷地条件		
	④積雪寒冷地域		二級積雪寒冷地域
	⑤海岸からの距離		

【鉄骨造】

区分	項目	特記事項
①構造耐力	①鉛直荷重に対する検討	旧耐震の棟：耐震診断の結果を活用する 新耐震の棟：省略可
	②風荷重に対する検討	旧耐震の棟：耐震診断の結果を活用する 新耐震の棟：省略可
②健全度	①経年変化T	
	②筋かいのたわみL	桁行・梁間方向、屋根面での有無
	③鉄筋腐食度F	断面欠損を伴う腐食の確認
	④非構造部材の危険度W	危険因子の確認
	⑤架構剛性性能 θ	
③立地条件	①地震地域係数	二種地域
	②地盤種別	
	③敷地条件	
	④積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
	⑤海岸からの距離	

(3) 旧耐震の棟については、過去の耐震診断結果を活用すること。

(4) 受託者は、業務の詳細および当該調査の範囲等について、委託者と連絡・調整をとり、現地調査にあたっては、原則として、調査範囲について委託者の承諾を得ること。特に以下の点に留意すること。

ア 建物の劣化状況を適切に評価するために、建物全体を詳細に調査すること。

イ コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さの調査は、原則として、内部で調査すること。

ウ 鉄筋かぶり厚さの調査は、事前に鉄筋探査機等でかぶり厚さの調査を行うこと。

エ コンクリート圧縮強度試験のためのコア抜きは、事前に鉄筋探査機等で鉄筋位置や配線の調査を行い、それらを切断しない位置で行うこと。

(5) 現地調査に際しては、必要となる適切な養生を行い、その終了にあたっては現状に復元し、後片付け・清掃を行うこと。

(6) 現地調査にあたっては、身分を証明するものを携行あるいは着用して調査を行うこと。

(7) 耐力度測定調査の実施方法等について改正等がある場合には、その対応については委託者の指示による。

(8) 耐力度調査票の速報値を次の期日までに必ず報告すること。

令和9年1月15日（金）

9 貸与する図書及び資料

貸与する資料等については、下記のとおりとするが、使用後は速やかに返却すること。

- (1) 地質調査資料（成果品として保存されているものに限る。）
- (2) 設計図書類
- (3) 施設台帳
- (4) 耐震診断資料

10 提出書類

- (1) 着手時（各 1 部）
 - ア 着手届（労基署印不要）
 - イ 業務責任者指定通知書（内容に変更があった場合は、速やかに委託者へ書面をもって通知しなければならない）
 - ウ 業務責任者経歴書（内容に変更があった場合は、速やかに委託者へ書面をもって通知しなければならない）
 - エ 業務予定工程表
 - オ 資格等の証明の写し
- (2) 完了時
 - ア 成果品一式
 - イ 業務完了届 1 部
- (3) 随時
 - ア 業務工程表（調査学校ごと）

11 成果品の提出

受託者は、遅滞なく下記成果品等を提出しなければならない。

- (1) 成果品
 - ア 耐力度調査票
 - イ 耐力度調査チェックリスト
 - ウ 図面関係（施設台帳類、建物概要図、調査位置図等、関係構造図等）
 - エ 構造耐力・健全度の測定、構造計算書、外力条件、各種試験成績書等
 - オ 耐震診断報告書（上記 9 の資料より関係部分を複写したもの）
 - カ 写真類（調査箇所、建物外観等）
 - キ 打合せ記録簿
 - ク その他必要な資料等
- (2) 提出部数
 - ア 学校ごとにファイル綴じ 2 部
 - イ 電子媒体（CD-R又はDVD-R） 1 部
 - ・電子媒体での納品にあたっては、ラベルでデータ内容・作成日時・受託者名を明示し、最新のウィルス定義によりウィルス駆除ソフトで検証したうえで提出すること。なお、詳細については、委託者と協議すること。
 - ・CADデータの保存形式及びレイヤー構成等は、業務着手時に委託者と協議すること（CADデータは、JWW形式、DXF形式、PDF形式で納品すること）。

12 その他

- (1) 成果品の提出以外であっても、委託者の指示により点数等の報告を求められた場合には、速やかに対応すること。
- (2) 本仕様書において定められた事項を実施する際には、適宜委託者との調整及び承諾を受けてから実施するものとし、承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費等は受託者が負うこと。
- (3) 本仕様書、業務について、疑義を生じた場合は、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。なお、協議及び承諾は、原則として書面により行うこと。ただし、委託者が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 定められた期間内に業務を完了するため、作業の円滑化と進捗管理に努めること。
- (5) 業務完了12ヶ月間は、成果品の内容等に関する委託者からの確認に対応すること。
- (6) 業務の実施に必要な機器・工具・消耗品類等は、受託者の負担とする。
- (7) 成果品は、すべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の遂行にあたり、委託者から提供された資料や知り得た一切の事項について、第三者への提供又は目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (9) 個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取扱うこと。
- (10) 業務にあたり、建設副産物発生抑制や再利用の観点重視して業務を遂行する。
- (11) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

13 再委託

- (1) 受託者は、本業務における総合的な判断及び業務遂行管理部分を再委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、委託者の指定する様式により委託者の承諾を得なければならない。添付書類等の詳細については、委託者との協議による。なお、業務の一部を再委託する者（以下「協力者」という）が札幌市競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (3) 受託者は、協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面をさらに詳細な業務計画に係る資料として、委託者に提出しなければならない。
- (4) 受託者は、協力者に対して、本業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合においても必要な措置を講じなければならない。

14 連絡先

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階
札幌市教育委員会 総務部 学校施設課 施設整備係
電話：011-211-3832 FAX：011-211-3837
E-mail：seibihozen@city.sapporo.jp